

公益財団法人福岡市教育振興会
令和4年度第2回評議員会議事録

- 1 期日 令和4年6月28日(火)
- 2 形式 福岡市役所11階教育委員会会議室 WEB会議 (Zoomによる)
- 3 開閉時間 午後1時27分から午後2時10分まで
- 4 出席者
評議員 天野 浩、池田 良子、石橋 正信、野口 徹、深堀 雅基、増田 徹也
会計監査人 代理 首藤 恒之

5 会議

(1) 会議の成立、開会

令和4年度第2回評議員会をWEB会議として開始するにあたって、出席評議員、全員の音声及び映像が共有されていることを確認。定足数について、評議員6名のうち本日出席者は6名であり、定款第19条に定める過半数に達しているため、本会が成立する旨、報告。

会長挨拶。

議長は、定款第18条の規定により、出席評議員の中から互選で選ぶことになっていることを説明。全評議員一致により、石橋評議員を選出。定款第21条の規定により、出席した評議員のうち代表者2名以上が議事録に署名することになっていることを説明。議事録署名者に野口評議員と深堀評議員を指名し、議事に入る。

(2) 議事

議長 それではこれより議事に入ります。はじめに議案第1号「令和3年度事業報告及び決算について」を議題とします。事務局から説明願います。

事務局 「令和3年度事業報告及び決算について」及び令和3年度債権償却一覧を説明。

議長 次に、監査結果等につきまして、関連がございますので、事務局から引き続き説明をお願いします。

事務局 監事の「監査報告書」について報告。

議長 続きまして、会計監査人 代理 首藤 恒之様より、監査の報告をお願いします。

会計監査人 「独立監査人の監査報告書」について報告。

議長 ありがとうございます。それでは、これより質疑に入ります。ご質問、ご意見はございませんか。

評議員 P5 奨学金貸与者の月額区分の利用状況を見ますと、一番高額な区分の利用が多いようです。この状況をどのようにみていますか。

事務局 当会の奨学金制度につきましては、国の支援制度や県の奨学金制度の補完的な役割と認識しており、平成27年度の貸与額の変更についても、県の奨学金変更額と同じ額としております。また、貸与額について、令和4年度奨

学金の採用募集を行った際、中学3年生の保護者を対象としたアンケート調査を実施し、約半数以上が現行の貸与額で良いとの回答もありました。当会の奨学金制度について、貸与額を含め引き続き利用者のニーズ把握に努めるなど、より利用しやすい制度となるよう検討してまいります。

評議員 3区分の設定があれば、真ん中のボリュームが多く、より必要な方が一番上を選択し、より必要でない方は一番下を選択するのが望ましいのではないかと思います。一番高額な区分の利用が多い今の区分のままで良いのか疑問を持っています。また、金額区分は長年変わっていないと聞いておりますが。

事務局 平成27年度に貸与額を変更しており、当会としては、金額的には問題ないと捉えています。一番高額な区分を選択される理由としては、奨学金が無利子で貸し付けされることと、金銭的な支障が無いようにということで上限を借りる意識が働いているのではないかと思います。アンケート結果から、約半数以上が現行の貸与額で適切とでしておりますので、今のところこのままの区分で対応していきたいと思っております。

評議員 ちなみに金額の妥当性や根拠となる指標がありますか。

事務局 指標は県に合わせている形をとっています。

評議員 妥当性からこの区分で良いのか納得しかねるところがありますが、利用者のニーズを聞いて引き続き検討していただきたいと思っております。

評議員 もともと金額が一番高い金額のみだったのが3段階の区分になったのは、借りる時だけではなく、卒業後返済する時に負担となることを含め、選択できるようにしたと記憶していますが。

事務局 おっしゃる通り、もともとは一番高い金額のみの貸与でしたが、利用しやすく、返還の負担にならないように途中から貸与額を3段階に変更しています。

評議員 P6 入学資金ですが、3年度入学者に対し貸与した分、4年度入学者に対して3年度中に貸与した分の違いを説明いただけますか。

事務局 以前は4月以降に貸与しておりましたが、平成28年度から、私立専願者の一部に対して3月に貸与するようになりましたのでこのように記載しております。3月に入学資金と奨学資金の4月分を合わせて貸与していますので、入学資金と奨学資金の両方に記載があります。

評議員 3月に貸与した人のうち公立が0人なのは、期日の関係などでしょうか。

評議員 公立の合格発表は3月の中旬以降ですので、公立の貸与開始は4月以降になります。私立専願者につきましては、合格が決定していますので、3月に貸与することが可能となっています。

議長 他にご意見がないようですので、お諮りいたします。

議案第1号「令和3年度事業報告及び決算について」、原案のとおり承認することに賛成の評議員は、挙手をお願いいたします。

『全評議員挙手』

議 長 ありがとうございます。「議案第1号」については、原案のとおり承認とさせていただきます。

以上で、本日提案の議案の審議は終了いたしました。ありがとうございます。それでは、次に報告事項に入ります。報告第1号「令和4年度奨学生採用状況」を事務局から報告願います。

事務局 「令和4年度奨学生採用状況」を報告。

議 長 只今の報告について質疑はありませんか。

評議員 採用者数が令和4年度は3年度より若干増えてはいますが、だんだん減ってきている状況です。この状況をどのように分析していますか。

事務局 志願者が減少している理由としては、国が実施している就学支援金の制度が充実してきたこと、一部私立高校において、専願入学者に対し施設補助費等の費用免除など私立高校も負担軽減に努めておられることが反映しているのではないかと考えております。

評議員 奨学金を卒業後にわずかな金額でも返すのが非常に負担であるとか、奨学金はいずれ返さないといけないので、奨学金を借りてまで学校に行くよりも、早く家計の助けになって欲しいという家庭がゼロではない現実があります。国では返さなくて良い給付型の奨学金がスタートしていますが、当会で貸与型ではなく給付型の奨学金をわずかな人数でも、断念せざるを得ない生徒の実態調査をして一歩踏み出す時期に来ているのではないかとと思うのですが、いかかがお考えでしょうか。

事務局 当会の奨学金制度につきましては、貸付制度で実施しています。国の支援制度や県の奨学金制度の補完的な役割として位置づけを行っております。財政的な状況も含めて直ちに給付型奨学金の新設は困難状況であると考えております。昨年利用者に対してアンケート調査も実施しておりますが、引き続き利用者のニーズの把握に努めるなど、教育資金を必要とする世帯についてより利用しやすい制度となるように検討を続けてまいりたいと考えております。

評議員 中には利用したくとも今や先々の状況を考えると利用できないという生徒もいるのではないかと思います。教育委員会がほかと連携しながら、進路に対する調査などで、進学を断念せざるを得ない家庭状況の生徒がいないかどうかを含めて実態調査を行い、具体的な施策にまとめて行っていただきたいと要望いたします。

議 長 他にご質問がないようですので、次の報告第2号「奨学金滞納対策の状況」を事務局から報告願います。

事務局 「奨学金滞納対策の状況」を報告。

議 長 只今の報告について質疑はありませんか。

評議員 色々な督促の方法がある中で、どの方法が効果を上げていますか。

事務局 効果としましては、ハガキによる督促とコールセンター等による督促が、

特に初期の滞納者に関して効果的であると考え力を入れております。

評 議 員 手法を見てみるとアナログな手法が中心となっている印象を受けます。例えば、メールなど初期段階で実施すると効果の高い一手法になるのではないかと思います。いかがでしょうか。

事 務 局 奨学金の滞納の督促については、滞納の状況を詳細に知らせることが可能なハガキや滞納者の状況が直接相談で対応できる電話を活用した督促を行っておりますが、スマートフォンが身近になって、電子メールの活用が進んできている現状がありますので、今後更なるデジタル化が見込まれる社会情勢を踏まえながら、奨学金滞納対策の効果的・効率的な在り方を考えていきたいと思っております。

評 議 員 課題もあるかと思いますが、是非滞納対策の手法の多様化についても検討いただくようお願いします。

議 長 他にご質問がないようですので、以上で本日の会議を終了いたします。

(3) 閉会